

国税庁ホームページでは、税金に関するよくある質問の回答をご覧ください。「タックスアンサー」で検索ください。

平成29年分の確定申告 平成30年度市・県民税の申告相談

税の申告

日時 会場開設期間 ※土・日を除く
2/16金～3/15木
 午前9時～午後5時(受付終了時間:午後4時)

場所

- ・名張市役所1階大会議室
- ・ゆめドームうえの
(伊賀市ゆめが丘)

※上野税務署では、申告会場を設けていません。

- ▼所得税等の確定申告について…
- ▼市民税・県民税申告について…

問 上野税務署 ☎ 21 - 0950
 問 課税室 ☎ 63 - 7429

確定申告期限: 所得税および復興特別所得税 3月15日(日) 消費税および地方消費税 4月2日(月) 贈与税 3月15日(日)

▶ 申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- 印鑑・筆記用具 ●源泉徴収票(原本)
- 申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
 ※マイナンバーカードの取得方法については、5ページに掲載しています。
- 社会保険料控除を受ける場合…支払った金額が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合…保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
 …医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書及び取り組みを行ったことを明らかにする書類(※詳しくは下記をご覧ください)、補てんされた金額の分かる書類
- 住宅ローン控除を受ける場合
 …売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
- 寄附金控除を受ける場合
 …寄附した領収書 ※ワンストップ特例制度を選択した人は確定申告しなくても、寄附金控除が適用されるため、申告の必要はありません。しかし、医療費控除や住宅ローン控除など、他の控除を受けるため確定申告する時は、必ずふるさと納税の領収書全てを持参の上、ふるさと納税についても併せて申告ください。

※市民税・県民税の控除適用の注意点 住宅ローン控除や特定配当・株式等譲渡所得の申告は3月15日までにしなければ市民税・県民税の控除の適用はありません。

▶ 市民税・県民税出張申告相談

- いずれの会場も開催時間は1時間となります。
- 確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会場	時間
2月20日(火)	蔵持市民センター	午前9時30分～
	名張市民センター	午後1時30分～
2月21日(水)	美旗市民センター	午前9時30分～
	赤目市民センター	午後1時30分～
2月22日(木)	くにつふるさと館	午前9時30分～
	すずらん台市民センター	午後1時30分～
2月23日(金)	薦原市民センター	午前9時30分～
	桔梗が丘市民センター	午後1時30分～
2月27日(火)	つつじが丘市民センター	午前9時30分～
	比奈知市民センター	午後1時30分～
2月28日(水)	箕曲市民センター	午前9時30分～
	梅が丘市民センター	午後1時30分～
3月1日(木)	錦生市民センター	午前9時30分～
	百合が丘市民センター	午後1時30分～

医療費控除の変更点について

■ セルフメディケーション税制が始まりました

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、平成29年1月1日以後に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、通常の医療費控除との選択により一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

[控除額] 1年間の対象医薬品購入金額 - 12,000円 = 控除額(上限88,000円)

対象となる医薬品は？

対象となる商品には、購入の際の領収書などに対象商品である旨が表示されています。※一部の対象医薬品には、パッケージに対象商品である旨を示す識別マークが掲載されています。

領収書に控除の対象であることが記載されています

●●●ドラッグ	
2017年4月0日 15:30	
缶コーヒー	¥95
★ゼイムEX(風邪薬)	¥980
ポディソープ	¥240
★シンコク胃腸薬	¥1280
小計4点	¥2595
(うち消費税)	¥192
現金	¥2600
おつり	¥5
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

※店舗ごとに領収書の表記は異なる場合があります。

対象商品マーク



■ 今年の確定申告から医療費控除の申告時に明細書を作成・添付する必要があります

平成29年分の確定申告から、医療費控除の明細書(ホームページからダウンロードできます)が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は不要となりました。

※明細書の記入内容の確認のため、税務署または市役所から領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、5年間は保管してください。

※平成31年分までの申告については、従来の領収書の添付または提示でも可。

※医療保険者から交付を受けた医療費の通知(医療費のお知らせなど)を添付すると明細の記入を省略できます。

◎ 確定申告書は国税庁ホームページで作成できます! (www.nta.go.jp)

▼確定申告書等作成コーナーの操作方法などはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ。

▼マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定などの問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)までお問い合わせください。